

入 札 説 明 書

令和6年11月28日付けで公告した制限付き一般競争入札（物品調達契約）に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

1 発注者

青森県知事

2 入札に付する事項

- (1) 品 名 災害備蓄食料一式
- (2) 数 量 仕様書のとおり
- (3) 規 格 等 仕様書のとおり
- (4) 納入期限 令和7年3月28日
- (5) 納入場所 仕様書のとおり
- (6) 参 考 品 仕様書のとおり

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成11年6月30日施行）第5で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A等級に格付されている者であること。

エ 県内に本店を有する者であること。

オ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ 競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ 営業品目（「J03 防災用品」）が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は2(1)に掲げる物品と同一の種類の物品について、過去5年の間に納入実績があることを証明した者であること。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（第3-1号及び第3-2号様式。以下「申請書」という。）を持参又は郵便により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、制限付き一般競

争入札参加資格確認結果通知書（第5号様式）により通知する。

ア 提出期限 令和6年12月12日 12時00分

イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県出納局会計管理課物品調達グループ

ウ 提出部数 1部

4 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項等を示す場所 3の(2)のイに定める場所と同じ。

(2) 契約条項等を示す期間 令和6年11月28日から同年12月18日まで

5 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）を持参、郵便又はファクシミリにより提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、青森県出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

(1) 提出期限 令和6年12月11日 12時00分

(2) 提出場所 3の(2)のイに定める場所と同じ。

6 制限付き一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

(1) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

(2) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 県が提示する参考品以外の物品（以下「同等品」という。）により入札書を提出する場合は、同等品のカタログ等（コピー可）を添付の上、同等品申請書（別紙第3号様式）を持参、郵便又はファクシミリにより提出し、県の承認を得なければならない。

ア 提出期限 令和6年12月11日 12時00分

イ 提出場所 3の(2)のイに定める場所と同じ。

7 入札及び開札に関する事項

(1) 日時 令和6年12月19日 14時30分

(2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県庁舎 会計管理課入札室

(3) 入札保証金 免除する。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札に参加する場合には、下記の書類を持参すること。

(ア) 制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

(イ) 委任代理人が入札するときは、委任状（既に有効な期間委任状を提出している場合は、持参不要である。）。

イ 入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書（第6条（B）を除く。）を遵守するものとする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のURL（アドレス）から入手できる。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/suitou/keiri/buppin-bunsho.html>

ウ 入札書には、別紙参考書式を参考に、次の事項を記載すること。

(ア) 入札年月日

(イ) あて名は、「青森県知事」とする。

(ウ) 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印（個人の場合は、住所、氏名及び印）

(エ) 入札金額

(オ) 品名

(カ) 数量等

エ 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

オ 郵便により入札書を提出することは認めない。

カ 入札執行回数は、原則として、3回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

キ 2回目の入札において、落札者がなく、かつ、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約によるものとする。

ク 1回目又は2回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者は、以後の再度入札には参加できないものとする。

ケ 再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

コ 入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

サ 委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名押印しなければならないものとする。

(5) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 契約に関する事項

(1) 契約書（案） 別紙のとおり

(2) 契約保証金

契約者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が3の(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

9 問合せ先

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

担当 主事 飯田 直樹

電　　話	0 1 7 - 7 3 4 - 9 0 9 8
ファックス	0 1 7 - 7 3 4 - 8 0 1 9

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 氏 名 ⑩
(委任代理人 ⑩)

入 札 書

金 額 (税抜)	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

品 名 災害備蓄食料一式

数 量 一式

注 用紙の大きさは、日本産業規格A 4縦長とする。

令和 年 月 日

青森県出納局会計管理課長 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
担当者氏名
連絡先

入札説明書等に関する質問書

公 告 日	令和 6 年 1 1 月 2 8 日
品 名	災害備蓄食料一式
質 問 事 項	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

令和 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
担当者氏名
連絡先

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

令和6年11月28日付けで公告した制限付き一般競争入札に参加したいので、その資格の確認について、納入実績証明書を添えて、下記のとおり申請します。

なお、この申請書の内容についてはすべて事実と相違ないことを誓約します。

記

1 品 名 災害備蓄食料一式

2 業者番号及び等級格付

（業者番号： 、等級格付： ）

3 登録営業品目

4 申請日現在の指名停止措置の有無

有 ・ 無

5 誓約事項

次の各号について、誓約します。

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- （2）青森県財務規則第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- （3）県内に本店を有していること。
- （4）会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者（更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

2 知事が指定した営業品目が競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、納入実績証明書の提出を要しない。

納入実績証明書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

令和6年11月28日付けで公告した制限付き一般競争入札に係る調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

1 品 名 災害備蓄食料一式

2 過去5年間の納入実績（同一の種類の物品を含む。）

メーカー名	機 種	規 格	納入年度	納入先	納入数量	備 考

3 添付書類

契約書（写）その他実績を確認することができる書類

年 月 日

会 計 管 理 課 長 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

(担当者氏名)

同 等 品 申 請 書

下記の物品について、参考品の同等品として認めてくださるよう、申請します。

参考品番号	名 称	参 考 品 メーカー・品番・規格等	同 等 品 メーカー・品番・規格等

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 2 同等品の申請をする場合に提出する。
- 3 同等品として申請する物品のカタログ等を添付する。

青森県出納局会計管理課長 印

令和 年 月 日付けで申請のあった制限付き一般競争入札の参加資格について、確認結果を下記のとおり通知します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 縦長とする。

(参考様式)

委 任 状

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名 印

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者 所在地又は住所

商号又は名称

職氏名 _____

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名 災害備蓄食料一式

入札（見積り）期日 令和6年12月19日

入札（見積り）場所 青森県庁舎 会計管理課入札室

仕 様 書

仕様書
最終確認

防災危機管理課
佐賀 雅英
017-734-9181

1 調達物品名及び数量

災害備蓄食料一式

【内訳】

(1) アルファ化米 1, 0 4 7 箱

【種類及び数量】

○わかめご飯 3 4 9 箱 (1 箱 5 0 袋入り)

○五目ご飯 3 4 9 箱 (1 箱 5 0 袋入り)

○ドライカレー 3 4 9 箱 (1 箱 5 0 袋入り)

(2) 長期保存水 5 6 2 箱 (1 箱 2 4 本入り)

2 調達物品の仕様

(1) アルファ化米

- ① 内容量 (1 袋あたり) : 1 0 0 g 以上
- ② 納品日から賞味期限までの期間 : 4 年 6 ヶ月以上
- ③ 箱サイズ : (長辺) 430mm × (短辺) 320mm × (高さ) 200mm 以内
- ④ スプーンを 1 袋あたり 1 本付属すること
- ⑤ アレルギー物質 (特定原材料等) 2 8 品目不使用製品であること
- ⑥ 常温保存が可能であること
- ⑦ 日本災害食学会による日本災害食認証を取得した製品であること

(2) 長期保存水

- ① 内容量 (1 本あたり) : 5 0 0 m l 以上
- ② 納品日から賞味期限までの期間 : 4 年 6 ヶ月以上
- ③ 箱サイズ : (長辺) 370mm × (短辺) 260mm × (高さ) 220mm 以内
- ④ 高温殺菌 (120℃で約 30 秒間程度) したもの又は同等のものであること
- ⑤ 常温かつ長期保存が可能であるペットボトル容器を使用したものであること

3 外装表示

梱包単位 (1 箱) ごとに次の事項を明示すること。

明示方法については、発注者と別途協議の上定めるものとする。

【明示内容】

品名・内容量・原材料・納入年月・賞味期限・保存方法・製造者名・納入業者名

4 品質保証

食品衛生法で定める登録検査機関による常温保存試験成績証明書を納入開始時までに提出すること。

5 納品場所及び数量

別紙のとおり

搬入する施設内の場所については、施設担当者の指示に従うこと。

6 納入期限

令和7年3月28日（金）

納品場所ごとの納品日時については、発注者と協議して定めるものとする。

7 その他

この仕様書に疑義がある場合には、発注者と受注者とが別途協議して定めるものとする。

【参考品】

納入物品は下記物品又はこれと同等のものとする。

（１）アルファ化米

①アルファー食品株式会社

安心米わかめご飯、安心米五目ご飯、安心米ドライカレー

②尾西食品株式会社

尾西のわかめご飯、尾西のアレルギー対応五目ご飯、尾西のドライカレー

③株式会社サタケ

マジックライスわかめご飯、マジックライス五目ご飯、マジックライスドライカレー

（２）長期保存水

①胎内高原ハウス株式会社

胎内高原の天然水 5年保存水

②秩父山水株式会社

秩父の天然水 5年保存水

R6災害備蓄食料一式 納入場所リスト

(仕様書別紙)

品名:アルファ化米・長期保存水

番号	納入場所	保管階 (予定)	EV 有無	住 所	連絡先	数量 (アルファ化 米)	【内訳】種類(アルファ化米)			数量 (保存水)
							わかめ	五目	ドライカレー	
1	青森県立青森北高等学校	1階		青森市羽白富田80-7	017(788)2893	84	28	28	28	45
2	青森県立青森工業高等学校	1階		青森市馬屋尻清水流204-1	017(737)3600	28	—	—	28	20
3	青森県立五所川原工科高等学校	2階	なし	五所川原市湊船越192	0173(35)3444	84	28	28	28	45
4	青森県立黒石高等学校	1階		黒石市西ヶ丘65	0172(52)4321	84	28	28	28	45
5	青森県立野辺地高等学校	1階		野辺地町松ノ木106-1	0175(64)2266	84	42	42	—	45
6	青森県立百石高等学校	4階	なし	おいらせ町苗平谷地46	0178(52)2088	84	—	42	42	45
7	青森県立十和田工業高等学校	1階		十和田市三本木下平215-1	0176(23)6178	84	—	42	42	—
8	青森県立大間高等学校	2階	なし	大間町大間大間平20-43	0175(37)2109	120	40	40	40	50
9	青森県立弘前第二養護学校	1階		弘前市中別所向野227-6	0172(97)2511	84	28	28	28	45
10	道の駅よこはまエリア 防災備蓄倉庫	1階		横浜町字林ノ脇79-80	017(734)9181 (県防災危機管理課)	56	36	—	20	38
11	青森県立保健大学	1階		青森市浜館間瀬58-1	017(765)2005	50	25	—	25	29
12	青森県総合学校教育センター	4階	有	青森市大矢沢野田80-2	017(764)1997	95	49	26	20	45
13	青森県立青森高等技術専門校	2階	なし	青森市野尻今田43-1	017(738)5065	60	20	20	20	50
14	青森県立八戸工科学院	1階		八戸市桔梗野工業団地2丁目5-30	0178(28)6811	25	—	25	—	30
15	青森県立種差少年自然の家	2階	なし	八戸市鮫町膳並平2-26	0178(38)2131	25	25	—	—	30
					合計	1,047	349	349	349	562

※全ての納品場所の搬入経路(予定)について4tトラック進入可能

物 品 売 買 契 約 書

受注者

青森市長島一丁目1番1号

発注者 青 森 県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、第2条（ ）及び第11条（ ）を除く。）契約を締結した。

（売買物品及び売買代金）

第1条 受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買受けることを約した。

（1） 物品の名称等

ア 名 称 災害備蓄食料一式
イ 数 量 別紙内訳書のとおり
ウ 規 格 等 別紙内訳書のとおり

（2） 金 額 ￥.

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥. ）

なお、各売買物品の名称、数量、規格等及び金額の内訳は別紙内訳書のとおりとする。

（契約保証金）

第2条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第2条(B) 契約保証金は、免除する。

（売買物品の納入等）

第3条 売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

（1） 納入期限 令和7年3月28日

（2） 納入場所 別紙のとおり

2 受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

3 受注者は、第1項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なく発注者に書面により理由を付して通知しなければならない。

（売買物品の検査等）

第4条 発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行

うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものとする。

2 前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗し損じたことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。

3 受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

4 第1項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

5 前条第2項及び第3項並びに前各項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 売買物品の所有権は、前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

(売買代金の支払)

第6条 受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に売買代金を支払うものとする。

(権利の譲渡等の制限)

第7条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(遅延利息)

第8条 受注者は、その責めに帰する理由により第3条第1項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金(既納部分に係るものを除く。)の額につき年2.5パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除することができる。

(契約不適合責任)

第9条 受注者は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償(以下「履行の追完等又は損害賠償」という。)の責めを負うものとする。ただし、当該契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の履行の追完等又は損害賠償の請求は、発注者がその契約不適合の事実を知った時から1年以内に受注者にその旨を通知して行わなければならない。

(契約の解除)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第3条第1項の納入期限までに物品を納入しなかったとき。ただし、発注者の責めに帰する理由によるときはこの限りでない。
- (2) 第7条の規定に違反して、代金債権を譲渡したとき。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に代金債権を譲渡したとき。
- (4) 第3条第1項の納入期限までに物品を納入する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (5) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第4号の規定に基づき発注者が解除したものとみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(契約保証金の帰属)

第11条(A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第2条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第11条(B) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 第8条第2項の規定は、前項の違約金を徴収する場合に準用する。

(損害賠償)

第12条 発注者は、第10条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(暴力団の排除)

第13条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(紛争の解決方法)

第14条 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

2 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(協議事項)

第15条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

受注者

印

発注者 青森県知事 宮 下 宗 一 郎

印

(別紙)

内 訳 書

納入物品の名称	納入物品の規格等	単価	数量	単位	計
災害用備蓄食料一式					
食料（アルファ化米）わかめご飯	1箱50袋入り		349	箱	
食料（アルファ化米）五目ご飯	1箱50袋入り		349	箱	
食料（アルファ化米）ドライカレー	1箱50袋入り		349	箱	
長期保存水	5年保存水 500ml 1箱24本入り		562	箱	
小計					
取引に係る 消費税及び地方消費税（8%）					
合計					

別記

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第6号までに掲げる場合にあっては、受注者、その支配人その他経営に実質的に関与している者(受注者が法人の場合にあっては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したと認められるとき。
- (7) その者、その支配人その他経営に実質的に関与している者(その者が法人の場合にあっては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者との契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。